

第3号(基本)研修費助成金のご案内

難病患者等の中には頻回の痰吸引などの医療処置をご家族が担う事例があり、ご家族は不安を抱えていらっしゃいます。そこで、明石市では、医療的ケアのできる介護職員の育成を支援するために、喀痰吸引等研修のうち第3号研修（基本研修）にかかる経費について助成する制度を開始しました。

1 喀痰吸引等研修(第3号研修)とは

2012年（平成24年）に「社会福祉士及び介護福祉士法」が一部改正され、必要な研修(基本研修+実地研修)を受けた介護職員等は一定の要件のもとに喀痰吸引や経管栄養が実施できるようになりました。制度の詳細については、厚生労働省や兵庫県のホームページをご覧ください。



兵庫県 喀痰吸引

2 助成の内容

対象
費用

明石市民の指定難病患者・小児慢性特定疾病児等に対して医療的ケアを行うため、事業所に所属する介護職員が喀痰吸引等研修（第3号研修）を受ける場合の **基本研修受講料**

※ テキスト購入費・保険料を含み、交通費等は含まない。

助成
金額

受講者1名につき上限 **25,000円**

あかし保健所 相談支援課

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

☎：078-918-5669 FAX：078-918-5440

3

助成金交付までの流れ

- 1 登録研修機関に研修受講料を支払い、基本研修を受講
- 2 登録研修機関から「修了証」又は「受講証明」が交付される
- 3 証交付 **6か月以内** にあかし保健所に交付申請・請求
- 4 審査結果通知
- 5 助成金の交付（銀行口座へ振込み）

必要書類は 6 点です。

- ☐1 明石市難病患者喀痰吸引第 3 号研修（基本研修）費助成金交付申請書兼請求書
- ☐2 対象研修の受講料（テキスト購入費・保険料を含む。）の領収証
- ☐3 研修を受講した職員との雇用契約書写し（※所属職員であることを証明する書類）
- ☐4 基本研修の「修了証」又は「受講証明」の写し
- ☐5 喀痰吸引等を受ける難病患者の「個人情報の確認に関する同意書」
- ☐6 債権者登録申請書【明石市への登録がない場合のみ】

1、5、6 の様式は、明石市のホームページ上と、あかし保健所 3 階の相談支援課窓口に用意しております。

